

確定申告

問合せ 一宮税務署

☎0586(72)4331

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

確定申告とは

所得税の確定申告は、市・県民税、固定資産税のように市役所からの納税通知書で納付するものと違い、自分自身で所得税を正しく計算して納付する申告納税制度です。

▼申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

確定申告対象者

- 所得税の確定申告対象者
- ① 令和元年(平成31年)中の各種所得の合計額が所得控除(基礎控除、人的控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)の合計額より多い方
- ② 給与所得者で給与の収入金額が2000万円を超える方
- ③ 給与所得、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方(20万円以下の場合には市・県民税の申告が必要)
- ④ 給与の支払いを2カ所以上

から受け、一定の要件に当てはまる方など

公的年金等の受給者

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告をする必要がありません。ただし、この場合でも所得税の還付を受けるには確定申告が必要で、(確定申告を必要としない方でも、市・県民税申告で市県民税の控除を受けられる場合があります)。

確定申告をすると税金が還付される場合がある方

- ① マイホームをローンなどで取得した方
- ② 多額の医療費を支払った方(平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。詳しくは国税庁のホームページで確認してください)

- ③ 年の途中に退職したなどの理由で、年末調整を受けなかった方
- ④ 災害や盗難に遭った方など

その他

確定申告相談会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用するなど、できる限り自分で確定申告書を作成し、e-Tax(電子申告) または郵送で一宮税務署へ提出してください。(送付先:〒491-8502 一宮市栄四丁目5-17)

e-Tax がより便利になりました

申告相談会場に出掛けなくても、24時間、インターネットを利用して自宅などから確定申告ができます(申告書を印刷して提出可)。また、平成31年1月から、マイナンバーカードやICカードリーダーライターを持つていない方でも、税務署でIDとパスワードを受け取れば、

介護保険と確定申告

市役所高齢介護課 ☎0587(32)1292

B 10001550

要介護認定の障害者控除

申告者本人や扶養親族が障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、65歳以上で要介護認定(要支援を除く)を受けている方は、確定申告の障害者控除の対象となる場合があります。対象者には2月上旬に「障害者控除対象者認定書」を送付します。これは、確定申告する際に必要となります。

▼対象 令和元年12月31日現在、障害者に準ずる状態が6カ月以上継続していると認められる65歳以上の要介護認定を受けている方で、同一世帯に納税者(前年度実績)がいる方 ▼控除額 下表 ▼その他 同一世帯に納税者(前年度実績)がない場合や2019年中に控除対象者が死亡した場合、認定書は送付しません。認定書が必要な方は、申請者の本人確認書類と印鑑を持参の上、市役所高齢

要介護認定の障害者控除 控除額

区分	障害理由	控除額
障害者控除	①身体障害者(3～6級)に準ずる	所得税…27万円
	②知的障害者(軽度・中度)に準ずる	市・県民税…26万円
特別障害者控除	①身体障害者(1・2級)に準ずる	所得税…40万円(同居の場合は75万円)、市・県民税…30万円(同居の場合は53万円)
	②知的障害者(重度)に準ずる	
	③寝たきり高齢者など	

※「同居の場合」とは、特別障害者に該当する生計を一にする配偶者または扶養親族で、居住者または居住者の配偶者もしくは居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合をいいます

介護課、支所、市民センターへ申請してください ※認定書は即日交付できません。後日送付します

医療費控除の対象となる介護保険サービス

区分	サービス	医療費控除対象			
		自己負担額	食費	居住費	
医療系居宅サービス	訪問看護	◎			
	訪問リハビリテーション	◎			
	居宅療養管理指導	◎			
	通所リハビリテーション	◎	◎		
医療系以外の居宅サービスなど	短期入所療養介護	◎	◎	◎	
	訪問介護(生活援助中心型を除く)	△			
	訪問入浴介護	△			
	通所介護	△	×		
	短期入所生活介護	△	×	×	
	夜間対応型訪問介護	△			
	認知症対応型通所介護	△	×		
	小規模多機能型居宅介護	△	×	×	
	施設サービス	介護老人福祉施設	◎	◎	◎
		介護老人保健施設	◎	◎	◎
介護療養型医療施設		◎	◎	◎	
介護医療院		◎	◎	◎	

◎…全額対象 ○…2分の1に相当する額が対象 ×…対象外 △…医療系居宅サービスと併せて利用した場合のみ対象

は、確定申告の医療費控除の対象となる場合があります。確定申告する場合は、サービス事業者が発行する領収書が必要となります。

対象となるサービス

左表 介護予防・日常生活支援総合事業サービスも含まれます。医療系居宅サービスは、支給限度額を超えて利用した自己負担額も控除対象です。

おむつ代の医療費控除

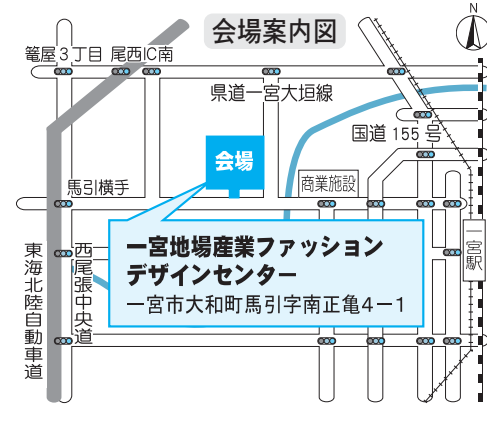
6カ月以上寝たきりの方のおむつ購入費用を確定申告の医療費控除の対象とするには、領収書の他に医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要で、ただし、おむつ代

す。費用を補てんとみなされる受取金は、控除の対象額から差し引きます

確定申告相談会場

とき 2月17日(月)～3月16日(月)、午前9時～午後5時 ※土・日曜日を除く。ただし、2月24日(月・休)、3月1日(日)は開設します ※受け付けは午後4時まで。ただし、混雑状況によっては早めに終了する場合があります

ところ 一宮地場産業ファッションデザインセンター



期間中、申告書作成指導はこの会場で行い、一宮税務署では行いません

駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください

パソコンやスマートフォンから確定申告ができるようになりました。利用の手続きや準備など詳しくは、国税庁のホームページで確認、または一宮税務署へ問い合わせてください。



電話相談センターにつながります。また、3月16日(月)まで自動音声案内の「0」番で確定申告の相談に対応します。

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ